

令和2年度 日本大学創立130周年記念奨学金給付申請書（第2種・第3種）

【 申請希望の奨学金 】

※希望する奨学金に☑をしてください。応募資格のある方は、第2種及び第3種を同時に申請できます。

第2種（昨年度の家計状況で申し込める奨学金）を申請します。

※ 法学部第2部生，通信教育部生，大学院生及び専門学校生は申請できません。

第3種（新型コロナウイルス感染症に係る奨学金）を申請します。

※ 第3種を希望する学生は以下のいずれかに☑をしてください。

新型コロナウイルスの影響により，国の修学支援新制度に申請した（応募資格④-(1)）

新型コロナウイルスの影響により，保護者又は学生本人の収入が著しく減少した（応募資格④-(2)）

フリガナ		昭和・平成 年 月 日生				
氏名		男・女 (満 歳)				
研究科・学部・短期大学部・専門学校名		学科・専攻		学年	学生番号	
本人現住所		〒 - 携帯電話： - -				
保証人住所		〒 - 電 話： - -				
家族（主たる家計支持者に○印）	保護者等	続柄	氏名	年齢	職 業（勤務先）	
		父			( )	
		母			( )	
	就学（本人を除く）者	続柄	氏名	年齢	在学学校名	学年等
	申請理由	(記述式記入欄)				
事選考考慮	<p>第3種（新型コロナウイルス感染症に係る奨学金）に申請する方のみ，以下の該当する項目がある場合は☑をしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 「公的支援の受給証明書」（国等が新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者を対象として実施する書類）を提出した者</p> <p><input type="checkbox"/> 見込み年収が2分の1以下（事由発生後の収入・所得見込みの年収が昨年の収入・所得と比較した際）の者</p> <p><input type="checkbox"/> 学生本人のアルバイト等収入の減少した者</p>					
令和 年 月 日						
日本大学学長殿						
<p>以上の内容について，申請いたします。虚偽申請などの「奨学金の給付停止及び返還」の事項（裏面参照）に該当した場合は，給付を受けた奨学金を返還することを誓約いたします。</p>						
				本人（自署）	印	
				保証人（自署）	印	

※記入していただいた情報は，奨学金業務のための適正な範囲内で使用し，その他の目的には使用いたしません。  
 ※印刷する際は，両面印刷をしてください。

大学記入欄（記入不要）

	令和元年分		家計急変後	
	①給与所得者	②給与所得者以外	③給与所得者	④給与所得者以外
父（その他1）			@ × =	@ × =
母（その他2）			@ × =	@ × =
本人			@ × =	@ × =

応募資格・奨学金の給付停止及び返還

【 応募資格 】 申請する奨学金それぞれの全条件を満たすこと。

< 第2種 >

- ① 日本大学学部（法学部第二部を除く）又は短期大学部（以下「学部等」という）に在学中の学生（外国人留学生は除く）
- ② 本奨学金の第1種又は第3種との併給は不可とするが、他の本学奨学金との併給は可能とする。
- ③ 経済的理由により学費等の支弁が困難であり、父母の収入・所得金額（2019年分）を合算した金額が以下の(1)又は(2)であること。  
 なお、家族構成によっては、それに代わる主たる家計支持者の収入・所得金額（2019年分）を合算した金額が以下の(1)又は(2)であること。
  - (1) 給与所得者の場合 800万円以下
  - (2) 給与所得以外の者の場合 350万円以下
- ④ 最低修業年限で卒業できる単位を保有している者であること。
- ⑤ 修学意志が堅固で優良な資質を持っていること。

< 第3種 >

- ① 日本大学学部（通信教育部を含む）、大学院研究科、短期大学部（専攻科を含む）及び附属専門学校の正規の課程に在学中の学生（外国人留学生は除く）
  - ② 修学意欲が堅固で優良な資質を持っていること。
  - ③ 新型コロナウイルス感染症の影響による減収により家計が困窮し、学費支弁が困難であること。
  - ④ 減収後の父母の収入・所得金額を合算した見込み年収が、以下の(1)又は(2)であること。  
 なお、家族構成によっては、それに代わる主たる家計支持者の収入・所得金額の見込み年収とする。
    - (1) 給与所得者の場合600万円以下、又は給与所得以外の者の場合300万円以下の者で、「国の修学支援新制度（家計急変）」に申請（大学院生を除く）した者。
    - (2) 給与所得者の場合600万円を超えて800万円以下、又は給与所得以外の者の場合300万円を超えて350万円以下の者。
- ※(1)(2)ともに、次の(ア)(イ)(ウ)に該当する者は、証明書類により、選考時に考慮する。
- (ア) 「公的支援の受給証明書」（国等が新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者を対象として実施する書類）を提出した者
  - (イ) 見込み年収が2分の1以下（事由発生後の収入・所得見込みの年収が前年の収入・所得と比較した際）の者
  - (ウ) 学生本人のアルバイト等収入の減少した者
- ⑤ 「国の修学支援新制度」に採用されていないこと。また、「国の修学支援新制度」又は「国の修学支援新制度（家計急変）」に採用された場合は、本奨学生の対象とならない。
  - ⑥ 本奨学金（第1種）奨学生に採用されていないこと。また、本奨学金（第2種）奨学生とは重複採用しない。

【 奨学金の給付停止及び返還 】

奨学金の給付を停止又はその給付を取り消して、既に給付した奨学金の全部又は一部を返還させることがある。

- ① 休学又は退学したとき。
- ② 学則に違反する行為があったとき。
- ③ 操行が著しく不良となったとき。
- ④ 虚偽の申請があったとき。